

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、小田奈良須両池土地改良区が土地改良事業（団体営農業基盤整備促進事業（かんがい排水事業）諏訪地区）計画を変更することについて令和5年6月1日適当と決定した。

その関係書類を高松市創造都市推進局産業経済部土地改良課において令和5年6月16日から同年7月6日まで縦覧に供する。

令和5年6月9日

香川県知事 池 田 豊 人